



2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックドライバーが安心して働くことができる環境を整備するため、トラック事業者の法令遵守の徹底を図る所要の措置を講じる。

3. その他所要の改正等を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：平成30年3月中

通達施行：平成30年5月1日（Ⅱ. 1.（1）（2）に係るもの）

平成30年10月1日（Ⅱ. 2. に係るもの）